

契 約 書

名古屋市職員共済組合（以下「賃借人」という。）と●●●●（以下「賃貸人」という。）は、共済サーバ及び端末機器等一式の賃貸借について、次の条項により契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 賃借人は、賃貸人から仕様書別紙1記載の物件をこの契約書及び仕様書に基づいて賃借し、賃貸人はこれを賃貸するものとする。

（契約金額）

第2条 契約金額は、月額 金●●●●●●●●●●円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金●●●●●●●●●●円）とする。なお、「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

（契約期間）

第3条 契約期間は、契約締結の日から令和13年3月31日までとする。なお、物件の借入期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

（当然履行義務）

第4条 賃貸人は、この契約について、契約書及び仕様書に明示されていない事項であっても、履行上当然に必要な事項については、賃借人の指示に従い、賃貸人の負担で施行しなければならない。

（業務の実施）

第5条 賃貸人は、賃借人の定める計画に従って、受託した業務を実施しなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 賃貸人は、賃借人の承認がなければ、この契約によって生ずる権利及び義務を他人に譲渡し、もしくは承継させ、またはその権利を担保に供することができない。

（再委託等の禁止）

第7条 賃貸人は、業務の実施を第三者に再委託し、または請け負わせてはならない。ただし、事前に書面で再委託する業務内容と再委託先そのほか賃借人の求める情報を提示して賃借人の承認を受けた場合はこの限りではない。

2 賃貸人は、本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に個人情報の取扱いを含む業務を委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、当該業務を再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、賃借人が認めるときはこの限りでない。

（検査及び引渡し）

第8条 物件の引渡しの日は、令和8年3月31日とする。

2 賃貸人は、前項の物件の引渡しの日までにこれを設置し、賃借人が使用できる状態にしたのち、賃借人の指定する検査員の検査を受け、引渡すものとする。

3 前項の検査の結果、賃借人が合格と認めないときは、賃貸人は賃借人の指定する期間内に物件の取替え又は補正をしなければならない。

4 第2項の検査に要する費用は、賃貸人の負担とする。

5 物件の設置及び撤去のために要する一切の費用は、賃貸人の負担とする。

6 物件の引渡しは、引渡場所において第2項の検査に合格したときをもって完了する。

（検査の立会い）

第9条 賃貸人は、前条の検査に立ち会わなければならない。

2 賃貸人は、前条の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

（延滞金）

第10条 賃借人は、賃貸人が正当な理由なく物件の引渡しを遅延したときは、遅延日数に応じ、第2条の契約金額に12を乗じて得た金額に契約締結の日における名古屋市契約規則第33条第1項に定める割合を乗じて計算した額を遅延金として徴収する。ただし、賃借人に発生した損害金額がその額を超える場合、賃借人はその差額を賃貸人に請求できるものとする。

（賃借料の支払い）

第11条 賃借人は、賃借料を令和8年4月分から月単位に分割して支払うものとし、その月額額は第2条の契約金額とする。

2 この契約が月の途中において解除されたとき、又は、賃貸人の責に帰すべき事由によって賃借人が物件を使用することができなかつたときは、賃借人が賃貸人に支払うべきその月分の賃借料は、1か月を30日とする日割計算によって算定した額

とする。

- 3 賃貸人は、前2項の賃借料の当月分を翌月の初めに、賃借人に対して請求するものとする。
- 4 賃借人は、適法な支払請求書を受領した日から30日以内に賃貸人に賃借料を支払うものとする。
- 5 賃借料の支払方法は、賃貸人の指定する金融機関口座への口座振替による。

(契約不適合責任)

第12条 賃借人は、成果物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、賃貸人に対して、契約期間内に、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

(善管注意義務)

- 第13条 賃借人は、善良なる管理者の注意をもって、物件を使用管理するものとする。
- 2 賃借人がその責に帰すべき理由によって物件に損害を与えたときは、賃貸人は賃借人に対し賠償を請求することができる。

(物件の保守及び運用)

- 第14条 賃貸人は、仕様書に従い、物件が常時完全な機能を保つよう必要な保守及び運用を行わなければならない。
- 2 賃貸人は、前項の目的を達成するために必要とする部品及び情報の提供を行うとともに、技術的な支援及び労務の提供を行わなければならない。
 - 3 賃貸人は、契約締結後、速やかに管理監督責任者、作業員及びその作業範囲、緊急連絡先を記載した保守体制を書面または電子データで賃借人に提出し、承認を得なければならない。
 - 4 賃貸人は、前項の書面または電子データ提出後に作業体制に変更が生じる場合、賃借人の承認を得なければならない。また、その場合においても、前項の書面または電子データを提出しなければならない。
 - 5 賃貸人は、賃借人から修理の要請を受けたときは、速やかに技術者を派遣して修理を行わなければならない。
 - 6 第3項及び第4項の規定により賃借人の承認を得た者は、保守及び修理を行った機器に記録されている電子情報の閲覧、複写、送信等を行ってはならない。

(物件の保険)

第15条 賃貸人は、物件に対し、動産総合保険を付さなければならない。

(物件の滅失等)

第16条 物件の滅失、盗難等、賃借人が物件の占有を失ったとき又は物件が損傷して修理することができなくなったときは、賃借人は直ちに賃貸人に通知し、協議の上、この契約を変更又は解除することができる。

(所有権の表示)

第17条 賃貸人は、物件に賃貸人の所有である旨の表示をするものとする。

(立入権及び秘密保持)

第18条 賃貸人は、賃借人の承認を得て、物件の設置場所に立ち入ることができる。この場合において、賃貸人は、必ずその身分を証明する証票を呈示しなければならない。

2 賃貸人は、前項の立ち入りによって得た賃借人の秘密を第三者に漏洩してはならない。

3 前2項の規定は、第7条の規定により賃借人の承認を得た再委託先及び再々委託先に準用する。

(物件の撤去)

第19条 賃貸人は、契約期間が満了し、又は契約が解除されたときは、速やかに物件を撤去しなければならない。

2 賃貸人は、物件を撤去するにあたり、サーバ等内の情報をすべて復元不可能な方法で完全に消去するか、情報の読み出しができないように当該機器のすべての記憶装置を物理的に破壊しなければならない。これに要する費用は賃貸人の負担とする。

3 賃貸人は、前項の消去又は破壊を実施した後1か月以内に、消去又は破壊を実施したことを証明する写真その他の証拠を添えた証明書の提出等をもって賃貸人に報告しなければならない。

(賃借人の解除権)

第20条 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。それにより賃貸人に損害が発生しても、賃借人はその責を負わないものとする。

(1) 正当な理由がないのに契約を履行しないとき、又は、契約期間内に履行の見込がないとき。

(2) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(3) 契約の履行に当たり、賃借人の指示に従わず、または賃借人の職務の遂行を妨げたとき。

- (4) 契約の相手方として必要な資格を欠いたとき。
 - (5) この契約に定めた条項に違反したとき。
- 2 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。それにより賃貸人に損害が発生しても、賃借人はその責を負わないものとする。
- (1) この契約の履行をすることができないことが明らかであるとき。
 - (2) この契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 賃貸人の債務の一部の履行が不能である場合、又は、賃貸人がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (4) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、賃貸人が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、賃貸人がその債務の履行をせず、賃借人が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (6) 賃貸人から契約解除の申し出があり、賃借人がこれを承認したとき。
- 3 前2項（前項第6号を除く。）の規定によって契約を解除した場合において、賃貸人が履行保証保険を締結しているときは、賃借人はその保険金を取得し、そのほかのときは、賃貸人は第2条の契約金額に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する額を違約金として賃借人に支払わなければならない。

（暴力団との関わりが見つかった場合の賃借人の解除権）

第21条 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。それにより賃貸人に損害が発生しても、賃借人はその責を負わないものとする。

- (1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 貸貸人が前項各号のいずれかに該当し、かつ、賃借人が契約を解除した場合は、貸貸人が履行保証保険を締結しているときは、賃借人はその保険金を取得し、そのほかのときは、貸貸人は第2条の契約金額に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する額を違約金として賃借人に支払わなければならない。

(談合その他の不正行為に係る賃借人の解除権)

第22条 賃借人は、貸貸人がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、第20条第1項第2号に規定する不正の行為とみなし、契約を解除することができる。この場合において、第20条に規定する催告を要しないものとする。

(1) 貸貸人が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反（以下「独占禁止法違反」という。）するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。

(2) 貸貸人又は貸貸人の役員若しくは貸貸人の使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた（刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。）とき。

(3) 前2号に規定するもののほか、貸貸人又は貸貸人の役員若しくは貸貸人の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。

2 貸貸人が前項各号のいずれかに該当し、かつ、賃借人が契約を解除した場合は、貸貸人が履行保証保険を締結しているときは、賃借人はその保険金を取得し、そのほかのときは、貸貸人は第2条の契約金額に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する額を違約金として賃借人に支払わなければならない。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

第23条 貸貸人がこの契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当するときは、賃借人が契約を解除するか否かにかかわらず、貸貸人は、前条第1項各号のいずれかに該当することが明らかになった日までに本契約において賃借人が貸貸人に対し

既に支払った金額に100分の20を乗じて得た額の賠償金に、最終の契約金額の支払いが完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて契約締結の日における名古屋市契約規則第46条の2第1項に定める割合で計算した額の利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 前条第1項第1号及び第3号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（一般指定）（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合など賃借人に金銭的損害が生じない行為として、貸貸人がこれを証明し、そのことを賃借人が認めるとき。

(2) 前条第1項第2号のうち、貸貸人又は貸貸人の役員若しくは貸貸人の使用人が刑法第198条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第3号のうち、刑法第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、貸貸人又は貸貸人の役員若しくは貸貸人の使用人が刑法第96条の6の規定にも該当し、刑に処せられたとき（同項第3号については、刑法第96条の6の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。）を除く。

2 前項の規定にかかわらず、賃借人に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、賃借人は、貸貸人に対してその超過分につき賠償を請求することができる。

3 前2項の規定は、この契約が終了した後においても適用するものとする。

（貸貸人の解除権）

第24条 貸貸人は、賃借人がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 貸貸人は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を賃借人に請求することができる。

（破産管財人等による契約の解除）

第25条 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、貸貸人が履行保証保険を締結しているときは、賃借人はその保険金を取得し、そのほかのときは、貸貸人は第2条の契約金額に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する額を違約金として賃借人に支払わなければならない。

(1) 貸貸人について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 貸貸人について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 貸貸人について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(相殺)

第26条 賃借人は、この契約において、貸貸人から徴収すべき金額があるときは、その金額と貸貸人に支払うべき契約代金又は契約保証金が納付されている場合は還付すべき契約保証金と相殺する。

(情報の適正な保護及び管理)

第27条 貸貸人は、この契約による業務の遂行にあたり、仕様書別紙6「情報取扱注意項目」を遵守しなければならない。

(疑義の決定)

第28条 この契約書及び仕様書について賃借人と貸貸人との間で意見を異にするときは、賃借人と貸貸人とは協議して合意するものとする。

2 この契約書及び仕様書に定めのない事項について疑義を生じたときは、賃借人と貸貸人とは協議して定めるものとする。

(紛争の解決)

第29条 この契約に関して紛争が生じた場合は、当事者間の協議により、解決を図るものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

賃借人 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市職員共済組合
理事長 中田 英雄

印

貸貸人

印